

(案)

宇和島市内で地上に太陽光発電設備を設置するには 許可申請が必要です。

令和2年7月1日より、宇和島市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例（令和2年3月●日条例第●号）が施行されます。

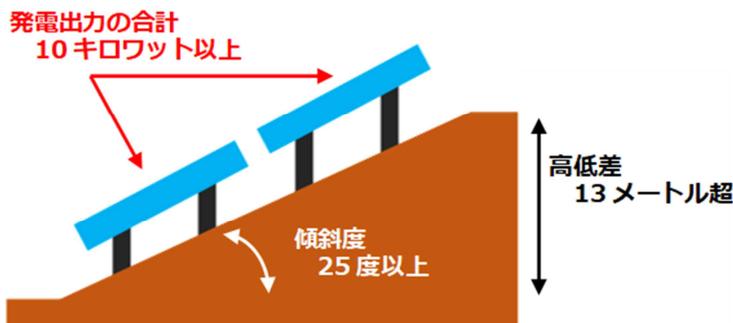
条例の施行日以降に太陽光発電設備を設置するための工事を行う場合で、下記の条件に合致する設備は、市への許可申請が必要となります。

条例の施行日より前に設置された設備（既存設備）についても、条例の施行日以降に設備の変更（パネル面積の拡大など）を行う場合は、許可申請が必要です。

条例の対象（特定事業）

太陽光発電設備を設置してFIT法に基づく売電を行う事業で、次のいずれかの条件に合致するもの

- ・発電出力の合計が**10キロワット以上**のもの
 - ・事業区域における**高低差が13メートルを超える**もの
 - ・事業区域内の**傾斜度が最大で25度以上**のもの
- ⇒「特定事業」として、条例の適用対象となります。



条例の対象外

- ・建築物の屋根等に設置する設備
- ・発生電力を売電しない設備（自家消費）

条例で規定する責務・義務等

	事業禁止区域	その他の区域	設置後の対応
新規設備 令和2年7月1日以降の設置	設置不可	令和2年7月1日以降の 設備設置 には、 許可申請 が必要となります。	<ul style="list-style-type: none">・発電設備、事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持・撤去費用等の積立・廃止時の届出・市からの求めに応じ報告、資料の提出、立入調査の受け入れ
既存設備 令和2年7月1日より前に設置	令和2年7月1日以降の 変更不可	令和2年7月1日以降に 設備の変更 （パネル面積の拡大など）を行う場合には、 許可申請 が必要となります。	<ul style="list-style-type: none">・撤去費用等の積立（努力義務）・廃止時の届出・市からの求めに応じ報告、資料の提出、立入調査の受け入れ

条例制定の目的

- ・平成 24 年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電設備の導入容量・件数が急速に増加してきましたが、不十分な設計・施工の事例や立地地域でのトラブル、山林伐採による自然破壊、事業終了後のパネル放置に係る懸念等が全国的な課題となっています。
- ・宇和島市においても、大雨や大型台風が近年増加傾向にあるなか、太陽光発電設備の導入に伴う土地の開発や山林の伐採によって、災害の発生への不安や自然環境・景観への悪影響を懸念する市民の声が高まっています。
- ・そこで、宇和島市では、地上に設置する太陽光発電設備について、適正な設置及び維持管理が担保できる設備のみを認めることで、太陽光発電設備の安全性・信頼性の向上と災害の防止を図り、市民の生命・財産の保護と自然環境の保全を図ることを目的として、本条例を制定いたしました。

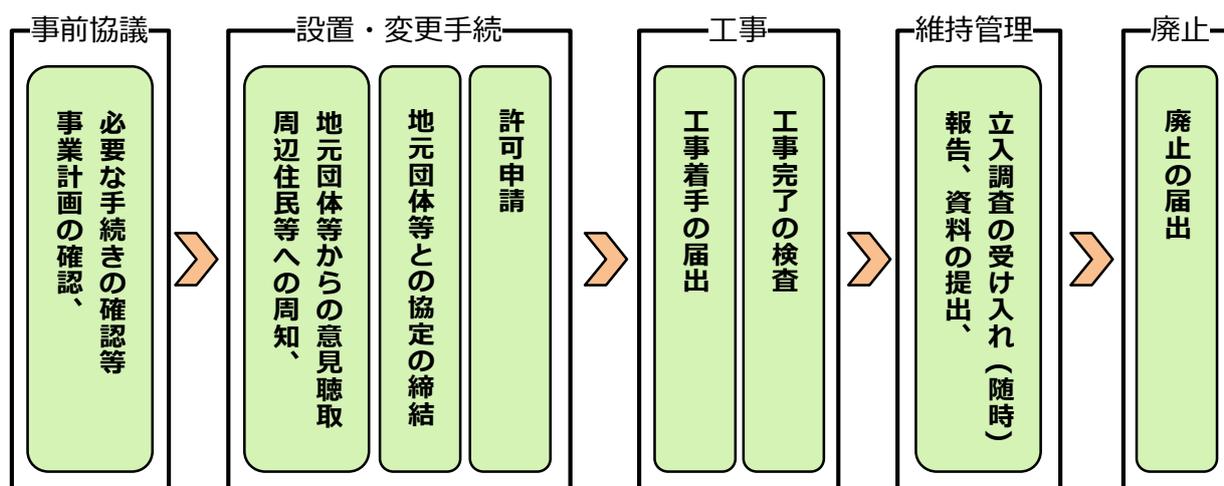
<自然災害による事故事例>



出典：資源エネルギー庁ウェブサイト

(https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/tyokisaiene_01.html)

特定事業の実施に係る手続きの標準的な流れ



※事前協議は、実施しようとする事業計画の概要をあらかじめ確認し、必要な手続などを整理することで、設備の設置及び管理に関する手続きが円滑に行われることを目的としていますので、**工事に着手する 60 日前まで**に行ってください。

事業禁止区域

- ・事業区域に下記の区域が含まれる場合は、**事業を実施することはできません**。
- ・禁止区域に設置されている**既存施設**については、令和2年7月1日以降は、**事業計画の変更を行うことはできません**。

国立公園・県立自然公園の区域、公園・緑地として都市計画に定めた区域で未供用区域の地域、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、都市計画法上の各種の住居（専用）地域、近隣商業地域及び商業地域

周辺住民等への周知・地元団体等との協定の締結

- ・許可申請前に、説明会の開催による**周辺住民等への事業計画の周知**が必要です。
 - 事業区域及びその周辺地域の自治会等の範囲内にある建築物の所有者・管理者・居住者等
 - その他、特定事業の実施により影響を受ける者で、市長が必要と認めた者
- ・許可申請前に、**地元団体等と協議**のうえ、その**意見を聴取**し、発電出力の合計が**50キロワット以上**の場合は、事業に関して**協定を締結**する必要があります。
 - 事業区域及びその周辺の自治会等、またはその代表者
 - 事業区域から排出された水が流入する河川の水を利用する農業団体等で、市長が必要と認めた者、またはその代表者
 - 事業区域周辺の森林管理団体等、またはその代表者
 - その他、特に市長が必要と認めた者

施設基準

- ・令和2年7月1日以降の設備の設置（既存設備については令和2年7月1日以降の事業計画変更）にあたっては、**下表に定める施設基準に従って**設置して下さい。

項目	施設基準の抜粋
発電設備の設置に係る防災上の措置	・造成が必要最小限度であること ・地盤の安定計算の実施 ・排水施設、調整池等の設置 ほか
事業区域及び周辺の自然環境等の保全	・伐採が必要最小限度であること ・濁水の防止のための措置 ・周囲の景観との調和 ・騒音、振動、反射光等の抑制 ほか
発電設備の設計の安全性の確保	・FIT法の事業計画の認定（見込）ほか
発電設備の維持管理	・適切な保守点検、維持管理の実施 ・計画的な撤去費用の積立 ほか
発電設備の廃止後の措置	・廃棄物の適正な処理 ・旧事業区域の整地、緑化、修景 ほか

適正な維持管理の実施

- ・令和2年7月1日以降に特定事業を実施する事業者は、発電設備の設置後、事業区域の**災害防止**や**自然環境等の保全**のために、**必要な措置を講じる義務**があります。
- ・令和2年7月1日以降に特定事業を実施する事業者は、発電設備の**維持管理に要する費用**や**撤去等の特定事業の廃止に要する費用**について、**資金積立などの方法によって確保をする義務**があります（既存設備の事業者については努力義務）。
- ・市は、**事業者**に対して、**報告**もしくは**資料の提出**を求め、あるいは**事業区域への立入調査**を行う場合があります。

違反事業者に対する対応について

- ・事業の実施に伴う災害発生の防止や自然環境等の保全のために、市から事業者に対して必要な**指導及び助言**、あるいは必要な措置を講ずるよう**勧告**及び**命令**を行う場合があります。
- ・虚偽やその他の不正な手段で許可を受けた場合、あるいは許可に付した条件や市の命令に違反して特定事業を実施した場合は、市が**許可を取り消す**場合があります。
- ・市より事業者に対して勧告、命令または許可の取消しを行った場合、市はその**事実を公表**する場合があります。
- ・市は、以下の場合において、**国、県及びその他の関係機関との情報共有**を行うことがあります。
 - ① 事業者が勧告に従わなかった場合
 - ② 事業者が命令に違反した場合
 - ③ 市長が特に必要と認めた場合

(※ 違反事業者は経済産業省により **FIT 法の認定が取り消される** こともあります。)

太陽光発電設備の設置を計画されている事業者の皆様へ

- ・特定事業の実施には他の法令・条例等の手続が必要となる場合があります。
- ・事前に 市民環境部 生活環境課 環境政策係 までお問い合わせ下さい。

宇和島市 市民環境部 生活環境課 環境政策係

愛媛県宇和島市曙町一番地 2階

TEL : 0895-24-1111 (代表)

URL : <http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/15/taiyoukou-public.html>

※上記の住所、電話番号は、令和2年2月現在の情報です。

市役所本庁舎の建て替え及び耐震化改修に伴い、今後、上記の住所、電話番号が変更となる場合があります。最新情報は、市の太陽光条例のページ（上記URL）に掲載しますので、適宜ご確認ください。